

(3) 土地区画整理事業施行区域内における開発行為

提案基準3 「土地区画整理事業施行区域内における開発行為」

土地区画整理事業施行区域内において行われるもので、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号の規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 敷地の現況を著しく変更することなく、土地利用計画が行われていること。
- 2 予定建築物の用途、規模等が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 3 土地区画整立法第76条の許可を要する場合には、その許可を受けたものであること。

<留意事項>

- ア 土地区画整理事業施行区域内であることが確認できること。
- イ 土地区画整理事業の事業計画に即して土地利用が行われているよう配慮すること。
- ウ 建築協定等が締結されている場合(予定を含む。)には、それらに適合していること。

【解説P40参照】